第１回 函館市地域福祉計画策定委員会	
H25.７.18（木）	資料１

函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり，市民の意見等を反映させるため，函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　策定委員会は，誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう，社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため，福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条　策定委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。

(2) 地域福祉計画の策定に関すること。

(3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

（組織）

第４条　策定委員会は，委員２０人以内をもって組織する。

（委員）

第５条　委員は，福祉および教育等の関係者ならびに学識経験を有する者のうちから，市長が指定する。

２　委員のうち２人以内は，別に定めるところにより公募する。

（任期）

第６条　委員の任期は，平成２６年３月３１日までとする。

（委員長および副委員長）

第７条　策定委員会に委員長１人および副委員長２人を置く。

２　委員長は，委員の互選により定める。

３　副委員長は，委員長が指名する者をもって充てる。

４　委員長は，会務を総理し，策定委員会を代表する。

５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職

務を代理する。

（会議）

第８条　策定委員会の会議は，委員長が招集する。

２　委員長は，策定委員会の会議の議長となる。

３　策定委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　委員長は，必要があると認めるときは，策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴取することができる。

５　委員長は，必要があると認めるときは，一定の地域を定めて，当該地域における福祉，教育，住民組織等の関係者等との懇談会を行うことができる。

（庶務）

第９条　策定委員会の庶務は,保健福祉部地域福祉課において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか，策定委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は，平成２５年５月２８日から施行する。